

# 新十津川町住宅耐震化等助成事業のご案内

## 住宅の耐震診断・耐震改修・解体で助成金がもらえます！

新十津川町では、災害に強いまちづくりを推進し、町民の安全で安心することのできる生活を確保するため、耐震診断、耐震改修工事及び解体工事の助成事業を実施します。

### ●事業期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

### ●助成内容と助成金額

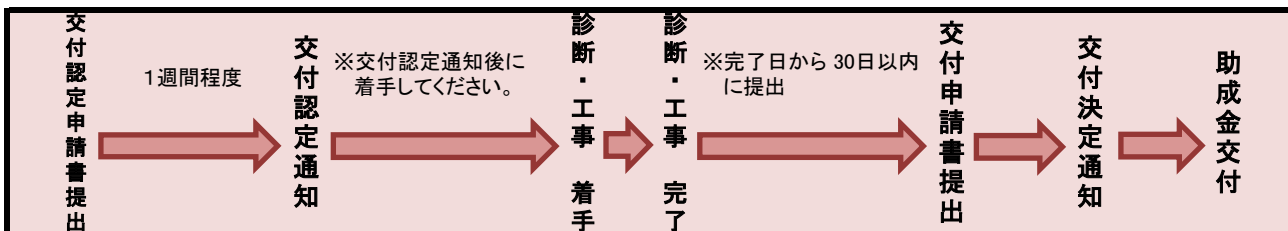
○耐震診断	
地震に対する安全性について、建築士事務所に属する建築士が行う診断	
助成金額 <sup>※1</sup>	助成対象経費 <sup>※2</sup> の2/3(最大15万円) <small>※1 助成金額は1,000円未満切り捨てとなります。 ※2 助成対象経費・工事費は消費税を含みます。</small>
○耐震改修工事	
耐震診断の結果により、地震による倒壊の危険性があると判断された住宅について、地震に対して安全な構造になるように改修する工事	
助成金額 <sup>※1</sup>	助成対象工事費 <sup>※2</sup> の1/5(最大100万円)
○解体工事	
住宅の全部を解体し、廃棄する工事	
助成金額 <sup>※1</sup>	町内事業者施工:助成対象工事費 <sup>※2</sup> の1/5(最大30万円)
	町外事業者施工:助成対象工事費 <sup>※2</sup> の1/5(最大20万円)

※耐震診断及び耐震改修工事に対する助成は、1戸(長屋及び共同住宅については、1棟)の住宅で1回限りとなります。

※助成対象となる住宅は、昭和56年5月31日以前に着工された住宅となります。

※解体工事については、助成対象工事費の合計が50万円以上の場合が、助成対象となります。

### ●申請手順



※交付認定申請書の提出は、診断・工事着手日の14日前までに提出してください。  
(耐震診断、耐震改修工事をお考えの方は申請前にご相談してください。)

※交付申請書の提出は、診断・工事完了日から30日以内に提出してください。  
(年度の末日が到来する場合は、当該末日までに提出してください。)

※助成金の交付に際しては、交付決定通知書に記載の期間までに、交付決定通知書及び申請者の印鑑を持参し役場建設課までお越しください。

助成対象の要件と申請に必要な書類は裏面をご覧ください。



## ●助成対象の要件

### ○対象となる方

- ・町内に住宅を所有している方(解体工事の場合は、管理者を含む)
- ・町の公租公課を滞納していない方(世帯員を含む)

### ○対象住宅

- ・町内に存する一戸建ての住宅、長屋、併用住宅<sup>※</sup>及び共同住宅
- ・所有者自らが居住するための住宅(解体工事を除く)
- ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ・建築基準法その他関係法令に明らかに違反していない住宅



※併用住宅～店舗その他の人の居住の用に供しない部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。

### ○対象となる診断・改修工事等

#### 【耐震診断】

- ・建築士事務所に属する建築士が行う耐震診断
- ・国土交通省が定める基準又は同等と認められる基準により調査し、その結果を評価する内容であるもの。

#### 【耐震改修工事】

- ・耐震診断の結果、地震による倒壊の危険性があると判断された住宅で改修後、建築基準法等の基準に適合するように改修するもの。

#### 【解体工事】

- ・工事費用の額(消費税を含む)が50万円以上の解体工事
- ・施工業者の要件は、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律による解体工事業者の登録を受けた者又は、建設業法における土木工事業、建築工事業、解体工事業の許可を受けた者となります。
- ・外構(塀、庭木など)の撤去は助成対象外となります。

※上記助成制度は、いずれも交付認定申請日の属する年度の末日までに完了する必要があります。

### ○その他

- ・申請書様式は、建設課窓口で配布します。また、町のホームページでも入手可能です。
- ・耐震診断、耐震改修工事をお考えの方は申請前にご相談してください。
- ・交付認定通知後に工事等を着手してください。
- ・交付認定通知後に工事等の内容が変更となる場合は、認定内容変更申出書(様式3号)の提出が必要になります。
- ・工事等は交付認定申請の年度内に完了し、交付申請を完了後30日以内に提出してください。(年度の末日が到来する場合は、当該末日までの間)
- ・申請時に提出された書類は、返却しませんので、あらかじめ写しを取ってください。